

# 被災者見守り・相談支援事業

平成30年7月豪雨災害による被災者は、応急仮設住宅への入居など、被災前とは大きく異なった環境に置かれるほか、生活の再建に向けて様々な課題を抱えている。

被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の提供等を行い、被災者に対する支援体制を構築する。

## 【事業内容】

仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援・生活支援・住民同士の交流の機会の提供等を実施する。

(実施主体) 県及び市町村(社会福祉協議会等の民間団体等への委託可。)

(事業対象経費) 相談員等の人件費、活動費(訪問・コミュニティづくり等)、活動拠点整備のための初期費用 等

(国庫補助率) 3/4

